

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	選挙供託制度（資料）
他言語論題 Title in other language	Electoral Deposits
著者 / 所属 Author(s)	藤原 佑記 (FUJIWARA Yuki) / 国立国会図書館調査及び立法考査局 政治議会課
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	851
刊行日 Issue Date	2021-11-20
ページ Pages	143-163
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	世界で 66 の国及び地域、OECD 加盟国で 38 か国中 13 か国において国政レベルの議会選挙で供託金制度を導入している。その金額、返還要件等を一覧化するとともに、主な国の例を概観した。

* この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

選挙供託制度

国立国会図書館 調査及び立法考査局
政治議会課 藤原 佑記

目 次

はじめに

I 日本の選挙供託制度

- 1 現行制度
- 2 制度の趣旨・沿革
- 3 制度に対する批判及び提言

II 諸外国の選挙供託制度

- 1 採用国の事例
- 2 廃止国の事例

おわりに

別紙1 我が国の現行選挙供託制度

別紙2 国政選挙における供託制度の変遷

別紙3 衆議院議員選挙における供託金額の推移

別紙4 諸外国・地域の選挙供託制度の概要

キーワード：選挙供託制度、供託金、Filing fee

要 旨

我が国では、大正 14（1925）年に普通選挙が導入されて以降、供託金制度が存続している。また、供託金は徐々に増額されている。

本稿では、我が国における供託金制度の導入状況、その後の議論の状況等について整理し、また、諸外国・地域の国政議会選挙における例等を概観することで、選挙供託制度をめぐる議論の参考に資することを目的としている。

諸外国・地域の状況については様々であるが、少なくとも、世界で 66 の国及び地域、OECD 加盟国で 38 か国中 13 か国において国政レベルの議会選挙で供託金制度を導入している。

はじめに

昨年（令和 2（2020）年）、町村議会議員選挙にも選挙供託制度が導入された⁽¹⁾。これで我が国の全ての公職の首長及び議員選挙に選挙供託制度が導入されたことになる。本稿では、我が国の選挙に立候補するに当たって避けて通れなくなった選挙供託制度はどのような趣旨で導入されたのか、また、諸外国・地域の国政議会選挙における例等を概観することで、選挙供託制度をめぐる議論の参考に資することを目的とする。

I 日本の選挙供託制度

1 現行制度

公職の候補者として届出をしようとするもの（衆議院及び参議院の比例代表選挙にあっては、名簿届出政党等）は、候補者（衆議院及び参議院の比例代表選挙にあっては、名簿登載者）ごとに所定の金額又は同等の額面の国債証書（以下「供託金」という。）を供託しなければならない（「公職選挙法」〔昭和 25 年法律第 100 号〕第 92 条）。また、候補者の得票数が所定の数（供託金没収点）に達しなかったとき等に、当該候補者に係る供託金は没収される（同法第 93 条及び第 94 条）（本稿末尾の別紙 1 参照）。

現行制度における選挙供託制度の目的⁽²⁾として、真に当選を争う意思のない候補者の濫立の防止や、比例代表選挙において選挙公営⁽³⁾の割当てを拡大させるために政党等が安易に名簿登載者の数を増加することの防止等が挙げられる。

*本稿におけるインターネットの最終アクセス日は、令和 3（2021）年 8 月 31 日である。

(1) 「公職選挙法の一部を改正する法律」〔令和 2 年法律第 45 号。令和 2 年 12 月 12 日施行〕

(2) 黒瀬敏文・笠置隆範編著『公職選挙法—逐条解説— 中 改訂版』ぎょうせい, 2021, p.881.

(3) 国又は地方公共団体がその費用を負担して候補者の選挙運動を行い若しくは選挙を行うに当たり便宜を供与し、又は候補者の選挙運動の費用を負担する制度である。例えばポスター掲示場の設置、選挙公報の発行、通常葉書の交付、政見放送等が挙げられる。選挙制度研究会編『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法 第 15 次改訂版』ぎょうせい, 2014, p.234.

町村議会議員選挙に選挙供託制度を導入するに際しては、選挙資金の個人負担を軽減し、議員を志す多様な人材を幅広い層から確保し、立候補しやすい環境を整える観点から、これまで選挙公営の対象としていなかった町村議会議員選挙を対象とするように地方からの要望があった⁽⁴⁾。この要望を受け入れるに際し、供託金についても、選挙公営拡大と関連して議論されてきたことに鑑み導入することとなった。また、町村議会議員選挙を対象に選挙公営が拡大することに伴い、既に選挙供託制度が導入されている市長選、市議選と平仄を合わせることも理由としている⁽⁵⁾。

2 制度の趣旨・沿革

(1) 制定時の議論

我が国の選挙供託制度は、大正 14 (1925) 年、「衆議院議員選挙法」(大正 14 年法律第 47 号。いわゆる「普通選挙法」) による立候補制度⁽⁶⁾の導入に合わせて、衆議院議員選挙で初めて導入されたものである。

普通選挙法の趣旨説明において、若槻禮次郎内務大臣(当時)は、本当に当選することを目的とせず漫然と立候補して運よく当選すればよいとする僥倖(ぎょうこう)を狙う者や、他の候補者への妨害のために嫌がらせで立候補する者がいることから、候補者を届出制とし、供託金制度を設けることにより立候補を慎重にさせ、いわゆる「泡沫候補」を防止する趣旨である旨を述べている⁽⁷⁾。また、無責任な推薦届出を防止することも趣旨として挙げられている⁽⁸⁾。

普通選挙法の改正理由書では、趣旨説明と同様、真摯性を欠き、単に選挙を妨害するおそれのある候補者の輩出を防止し、「選挙界の革正を図」ることを選挙供託制度の目的としている⁽⁹⁾。

泡沫候補に関しては、普通選挙法制定前の出来事として、株式売買の注文を取ることを生業とする者が神戸市で出馬したところ 1 票しか獲得しなかった事例や、活動弁士や芸人が売名広告をするために出馬する事例があったとのことである。このような出馬は、選挙区民の注意を引くための行為であり、社会的制裁を加える必要があるとされている。また、当選を目的とせず反対候補者の落選を目的とする候補者も見られたとされる⁽¹⁰⁾。

(2) 制度の目的

制度の目的については、論者によって様々な解説がなされている。

例えば、憲法学者の美濃部達吉は、従来の選挙において、初めから当選する見込みがなく、ただ他の候補者の投票を奪取してその当選を妨げる目的で候補に立つような者や選挙期日の間

(4) 全国町村議会議長会「議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する重点要望」2019.7, pp.5-6. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/000642043.pdf>

(5) 第 201 回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第 3 号 令和 2 年 6 月 1 日 pp.16-17.

(6) 選挙人から候補者を推薦することも認められていた。選挙人からの推薦の場合、供託金は推薦者が供託することとされた。自ら立候補する場合は、立候補者が供託金を供託する。

(7) 第 50 回帝国議会衆議院議事速記録第 17 号 大正 14 年 2 月 21 日 p.357.

(8) 法令研究会編『改正 衆議院議員選挙法示解(普通選挙法)』敬文社, 大正 14 (1925), p.218.

(9) 内務省編『衆議院議員選挙法改正理由書』内務省, 大正 14 (1925), p.111. 逐条解説にも同様の記述がある。小中公毅・潮道佐『改正衆議院議員選挙法正解』法令審議会, 大正 14 (1925), p.177.

(10) 森田小六郎『通俗普選講義』大成堂, 大正 14 (1925), pp.49-51.

際になって他の候補者から金をもらって候補を辞退することを予期して候補に立つような者がいたことから、これを防止するために供託金の制度を設けた旨を記している⁽¹¹⁾。

また、政治学者の柚正夫は、供託金制度はイギリスの例に倣って導入され、立候補を慎重にさせる趣旨であったが、おおむね貧困な無産党系の人々の立候補を抑制する効果があること、現職に有利であることが、既成政党、枢密院及び貴族院の支配者層の側で意図されており、金額も事務当局案が1,000円であったのが2,000円に上げられたことを記している⁽¹²⁾。

我が国における選挙供託制度の導入前後の立候補者数を比較すると、導入前の立候補者数が1,106人（第15回衆議院議員総選挙・大正13年5月10日投票）、導入後の立候補者数が966人（第16回衆議院議員総選挙・昭和3年2月20日投票）であった。この人数の変化について、確かに泡沫候補の出現を防ぐ上で大いなる効果があったとする指摘がある⁽¹³⁾。

比例代表選挙における選挙供託制度の導入は、昭和57（1982）年である。比例代表選挙における選挙運動の手段が、名簿登載者の数に応じて与えられることに着目すると、選挙運動手段を得るために、当落を度外視して名簿登載者を増やすおそれ等がある。これを防止するため、名簿登載者の数に比例した金額を供託させる制度が導入された⁽¹⁴⁾。

(3) 制度の効果

(i) 衆議院議員選挙における効果

衆議院議員選挙における供託金の効果を分析した福岡大学の原田勝孝准教授、ハーバード大学のダニエル・M・スミス（Daniel M. Smith）准教授によると、供託金の抑止効果は大政党が推薦する真摯な候補者に対してのみ有意であるとする。政見放送や自らの主張が発信できることを利益と考え、出馬して負け続けることにコストをかける価値があると考えている者は、選挙供託制度があるにもかかわらず泡沫候補として立候補すると分析している。

この分析において、主要な政党は、供託金の経済的コストを考慮しているため、供託金は戦略的な政党にコストのかかる候補者を見捨てさせ、やがては選挙を完全に放棄させることになるとする。また、この分析は、政党が候補者の選択と指名の決定において、一般的に合理的な資源配分を行っていることを示唆している一方で、日本の高額な供託金が、泡沫候補を制限することで選挙の完全性⁽¹⁵⁾を維持するという本来の目的を果たしているかどうかは疑問であると指摘している⁽¹⁶⁾。

(ii) 参議院議員選挙における効果

参議院（選挙区選出）議員選挙における効果を分析した日本大学の安野修右助教は、供託金は、真摯な候補者と参議院選挙の公営制度を私的に利用するために参入したとされる「ミニ政

(11) 美濃部達吉『選挙法概説』春秋社、昭和4（1929）、p.130。

(12) 柚正夫『日本選挙制度史—普通選挙法から公職選挙法まで—』九州大学出版会、1986、pp.90-91、94-95。

(13) 藤澤利喜太郎『総選挙読本—普通総選挙の第1回—』岩波書店、昭和3（1928）、pp.29-30。ただし、論者は、将来のことを考えれば、廃止論や減額論が盛んになるだろうから、供託金没収点の緩和を望むとする。

(14) 現代選挙法研究会『改正公職選挙法の解説—参議院拘束名簿式比例代表制—』第一法規出版、1982、p.97。

(15) 選挙に不正がないこと、有権者登録や開票・計算が手続的に瑕疵なく行われていることにとどまらず、選挙管理が行政や立法から独立して中立的に行われていること、有権者が政治的その他の圧力を受けず自由に投票できること等がすべて完全に実現されていること。湯浅壘道「アメリカにおける選挙権の観念の一面—integrityを手がかりに—」『青山法学論集』56巻4号、2015.3、p.73。

(16) Masataka Harada and Daniel M. Smith, "You Have to Pay to Play: Candidate and party responses to the high cost of elections in Japan," *Electoral Studies*, vol.36, 2014.12, pp.51-64.

党」の泡沫候補に対して抑止効果があると指摘している。無所属候補等に立候補を思いとどまらせる要素にならなかったのは、供託金による金銭的負担を上回るような心理的利益を見いだしたこと、供託金の存在を無視できるほどの経済力を有していたこと等を指摘している⁽¹⁷⁾。

(4) 制度改正

各種の選挙における供託金額と没収点は、制定から今日までに幾度もの改正を重ねてきた(国政選挙について、別紙2参照)。その間に行われた議論の主な論点としては、物価変動のほか、選挙運動用葉書や政見放送といった選挙公営制度に関する費用との均衡を挙げることができる。

物価変動については、供託金を2,000円から5,000円に引き上げる昭和22(1947)年の衆議院議員選挙法改正の提案理由説明の際、物価高騰を理由としている⁽¹⁸⁾。また、戦後の供託金額は、おおよそ5年ごとに物価変動等を総合勘案して決定してきたとされる⁽¹⁹⁾。

選挙公営制度に関する費用との均衡については、1970年代、選挙公営に便乗した泡沫候補を除外するために、供託金を引き上げてはといった提案も見られた⁽²⁰⁾。この頃から供託金額は、物価の上昇率を大きく超えて引き上げられてきた(別紙3参照)。

また、選挙公営制度の拡大と供託金額増額の連動を挙げる指摘も存在する⁽²¹⁾。例えば、昭和44(1969)年の改正では、テレビを利用した政見放送の新設を理由の1つとして増額された⁽²²⁾。また、昭和57(1982)年の改正では、選挙管理費用の一部負担が増額理由の1つとして挙げられている⁽²³⁾。

平成20(2008)年12月、国政選挙における供託金の減額と没収点の引下げ等を目的とする「公職選挙法の一部を改正する法律案」(衆法第3号)が第170回国会に提出された⁽²⁴⁾ものの、翌年の第171回国会において廃案となった。

3 制度に対する批判及び提言

(1) 戦前期

制定時の議論においては、泡沫候補を防ぐことは競争者を減らすので候補者の利益にはなるが、国民の側には何の利益があるのかという疑問が呈されていた⁽²⁵⁾。

普通選挙の趣旨の1つは、納税資格条件の撤廃であるのにもかかわらず、供託金を拠出させることは事実上、被選挙権の資格に物的条件を付すことと同じになり、かつ(当時の)2,000円の額は普通の人には高額である。そのために有為の人材が立候補できないことともなれば、

(17) 安野修右「参議院選挙区選挙における選挙供託金の抑止効果の分析」『日本大学大学院法学研究年報』45号、2015、p.176。

(18) 第92回帝国議会衆議院衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案委員会議(速記)録第1回 昭和22年3月14日 p.2。

(19) 第96回国会参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第15号 昭和57年7月7日 p.7。

(20) 「締め出そう`不良候補、供託金引き上げては」『読売新聞』1972.11.21。「選管に三十万円の供託金を持っていったら7円のはがきを7万枚くれた。計算すれば、これだけでいくらもうかったかわかるでしょう。」という演説があったとされる。「血税浪費すな ふまじめ候補追放 選挙公営`ワル乗り、」『読売新聞』1971.4.6。

(21) 「供託金600万円 出馬足かせ」『東京新聞』2012.9.24。

(22) 第72回国会参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第3号 昭和49年4月8日 p.5。

(23) 第96回国会参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第15号 前掲注(19)

(24) 提出党派は、当時の与党である自由民主党及び公明党。

(25) 縣幸雄「公職選挙法における供託金制度の合憲性について」『大妻女子大学紀要 文系』25号、1993、pp.146-148。

普通選挙の趣旨を没却するとの批判があった⁽²⁶⁾。

また、真面目に当選の目的をもって立候補したにもかかわらず、得票数が法定の数に達しないことは、時流や単記投票制度においては起こり得る事柄である。このような場合にも供託金が没収されることになるが、これは理由のないことで、権力濫用や私有財産制の趣旨に矛盾することであるとの批判もあった⁽²⁷⁾。

売名候補や妨害候補が立候補することは、選挙を煩雑にするばかりでなく、選挙人に無意味な投票をさせることになるため、これを排斥することは合理的である。しかし、供託金を2,000円という高額にすることは、議会政治が金権政治に墮する感があるため、金額を下げるかこの方法を撤廃し、一定数の賛成署名人を得て届出させる方法が望ましいとされた⁽²⁸⁾。

供託金は、悪意の有産者に対しては防止の効果を持たないので、泡沫候補者に対しては別の方法を考えるべきであるとの批判もある⁽²⁹⁾。

(2) 戦後から現在

選挙供託制度に対する、近年の批判や改正提言は、おおむね次のとおりである。

(i) 憲法学の観点からの批判

- ・被選挙権について立候補の自由という権利性を肯定する立場からは、現行の選挙供託制度は、貧困な人の立候補を不可能にするもので、憲法第15条に反し、違憲無効である⁽³⁰⁾。
- ・立候補を抑止させる効果を持つ措置を取ることで、選挙人の選択の余地が狭まり、選挙人の自由かつ公正な意思の形成が阻害されるおそれがある⁽³¹⁾。

(ii) 政治学の観点からの批判

- ・選挙供託制度の存在理由として、改正の歴史的経緯や同制度の効果の観点から現職が優位となりやすい制度となっている⁽³²⁾。
- ・社会的に有能な候補者を発掘するという見方から、立候補や落選のリスクを個人に還元する現在の制度は必ずしも望ましいとは言えない⁽³³⁾。
- ・比例選挙に対する供託金に関して、泡沫候補は比例区に出馬できないから、供託金制度の目的の1つが失われる⁽³⁴⁾。
- ・供託金と選挙公営制度の法的関連性の有無について、政府が一貫した説明を行っていない⁽³⁵⁾。
- ・「なり手不足」の町村議選挙に供託金を導入することは、新たなハードルになり逆効果である⁽³⁶⁾。

⁽²⁶⁾ 藤澤 前掲注(13); 森口繁治『選挙制度論』(現代政治学全集 8) 日本評論社, 昭和6(1931), p.183.

⁽²⁷⁾ 美濃部 前掲注(11), p.131.

⁽²⁸⁾ 森口繁治『憲政の原理と其運用』改造社, 昭和4(1929), pp.408-409; 宮澤俊義『衆議院議員選挙法』日本評論社, 昭和4(1929), p.221.

⁽²⁹⁾ 河村又介『選挙法』日本評論社, 昭和12(1937), p.111.

⁽³⁰⁾ 松井茂記『日本国憲法 第3版』有斐閣, 2007, p.409. 被選挙権ないし立候補の自由の違憲審査に対し厳格な基準が適用されるとする学説によると違憲無効の結論が導かれるとする。小倉一志「選挙供託制度に関する憲法上の問題点—被選挙権との関連で—」『札幌法学』21巻2号, 2010.3, p.146.

⁽³¹⁾ 只野雅人「普通選挙と選挙供託金」藤野美都子・佐藤信行編著『憲法理論の再構築—植野妙実子先生古稀記念論文集—』敬文堂, 2019, pp.227-247.

⁽³²⁾ 柚 前掲注(12); Kenneth Mori McElwain, "Manipulating Electoral Rules to Manufacture Single-Party Dominance," *American Journal of Political Science*, vol.52 no.1, January 2008, pp.32-47. ただし、調査した範囲では、選挙供託制度の効果进行分析した論文は前掲注(16)及び(17)で紹介したものに限られており、どのような影響をもたらすのかについて確定した結論は出ていない。

⁽³³⁾ 増田正「地方選挙の仕組みを改めよ—規制撤廃で選挙の活性化を図れ—」『改革者』56巻1号, 2015.1, p.40.

⁽³⁴⁾ 上条末夫「政党化した参院の役割は—供託金四百万円は高すぎる—」『国会月報』29巻7号, 1982.7, p.5.

⁽³⁵⁾ 安野 前掲注(17)

⁽³⁶⁾ 「地方選公営化 なり手不足 対策さらに」『朝日新聞』2020.6.24.

(iii) 若者の政治参加の観点からの批判

- ・年長世代に比べて資産形成が遅れている若年世代にとって、高額な供託金は相対的に重い負担となる⁽³⁷⁾。

(iv) 主な提言

- ・新規参入を防ぐ効果を持つ選挙供託制度を廃止すること⁽³⁸⁾。
- ・多くの若い世代が政治に挑戦しやすい環境を整備するため、供託金額を下げること⁽³⁹⁾。
- ・供託金没収点に検討を加えること。例えば、イギリスでは没収点を1/20に引き下げており、没収点を引き下げても制度的趣旨は損なわれないとされている⁽⁴⁰⁾。
- ・泡沫候補の防止は、選挙供託制度ではなく、選挙区の有権者の署名を一定数集める制度など代替の制度によること⁽⁴¹⁾。
- ・世代により取扱いを変えることの公平性に関する議論が必要だが、若年世代等については供託金を大きく減免すること⁽⁴²⁾。
- ・一定の審査を行った上、供託金を原則無利子で金融機関が融資する仕組みを創設すること⁽⁴³⁾。

II 諸外国の選挙供託制度

1 採用国の事例

2021年8月末現在、選挙供託制度は、イギリスを始めとする諸外国・地域においても採用されている。国政レベルの議会選挙においては、少なくとも66の国及び地域で選挙供託制度が採用されている（別紙4参照）。なお、OECD諸国では、38か国中13か国が採用している。

各国で物価や経済情勢は異なっているため、その国及び地域における供託金の負担感は、現地通貨の金額だけでは判然としない。そこで、別紙4では、諸外国・地域の供託金制度について明記するとともに、日本円に換算した供託金額、その国の1人当たりの国民総所得⁽⁴⁴⁾及び供託金額がそれに占める割合も示すことで、為替変動等の影響は受けるが比較可能な形で候補者の供託金に対する負担感を数値化することを試みた。

⁽³⁷⁾ 西田亮介「「18歳選挙権」導入の背後に隠れた供託金引き下げ、被選挙権の資格年齢引き下げの議論を棚卸しせよ」2015.6.15. Yahoo! Japan ニュースウェブサイト <<https://news.yahoo.co.jp/byline/ryosukenishida/20150615-00046676/>>

⁽³⁸⁾ 増田 前掲注⁽³³⁾

⁽³⁹⁾ 全国市議会議長会「要望書」2019.11. <https://www.si-gichokai.jp/request/request-naccc/r01/_icsFiles/afeldfile/2019/11/27/107-k00.pdf>; 自由民主党青年局「青年局提言」2016.3.12. <<https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/youth/news/131655.pdf>>

⁽⁴⁰⁾ 増田 前掲注⁽³³⁾; 都道府県議会制度研究会「都道府県議会制度研究会報告書」2020.3.30, p.55. 全国都道府県議会議長会ウェブサイト <http://www.gichokai.gr.jp/kenkyu/pdf/report_020330.pdf>

⁽⁴¹⁾ 「選挙供託金、日本は高額」『日本経済新聞』2020.8.7, 夕刊.

⁽⁴²⁾ 西田 前掲注⁽³⁷⁾

⁽⁴³⁾ 都道府県議会制度研究会 前掲注⁽⁴⁰⁾

⁽⁴⁴⁾ 立候補者に対する供託金額の負担感を比較するためには、平均賃金に対する割合を示した方が、より負担感が実感できる。しかし、1人当たりの平均賃金の調査が困難な国が存在した。そこで、本稿では全ての国・地域を統一的に比較するための指標として、全ての国・地域で公表されている1人当たりの国民総所得及びそれに対する割合を示すこととした。

別紙4の1人当たりの国民総所得に占める供託金額の割合について比較すると、国際的に見て我が国の供託金は高額な水準にあると言える。これには様々な要因が考え得るが、我が国が導入の際に参考とした⁽⁴⁵⁾とされるイギリス下院では、1985年に供託金額が現行の金額に増額されて以降は金額が変更されておらず、物価変動に伴う改正がされていないことが指摘されている⁽⁴⁶⁾。一方、我が国では、前述のとおり物価変動に伴う増額や選挙公営の拡充に伴う増額がなされてきた。

供託金額については、カザフスタンの比例選挙では、前回選挙の得票率に応じて供託金額を変動させている。インドでは特定民族の立候補者の供託金を半額にするような優遇策を講じている点に特徴がある。また、比例選挙における供託金額は、政党単位で課される場合は高額となる傾向がある。

供託金の没収基準にはほとんどの国で得票率が用いられている。このうち韓国の小選挙区選挙では、得票率に基づいて没収額が段階的に変わる仕組みを取っている点に特徴がある。

諸外国における候補者の濫立防止を図る制度としては、選挙供託制度以外にも、一定数の選挙人の署名の提出を候補者の届出の要件とするものがあり、ドイツ⁽⁴⁷⁾などで採用されている。なお、選挙人の署名を集めて提出する制度と選挙供託制度を併用している国もある⁽⁴⁸⁾。アイスランドでは、供託金500ユーロを支払うか、選挙区内有権者の30名の同意書の提出によるかのどちらかを選択することができる。

また、比例代表制を採用している国の中には、政党や一定の要件を満たす団体でなければ候補者の名簿の提出が認められず、個人で立候補することが不可能又は困難な国が存在するなど、選挙制度の違い⁽⁴⁹⁾に留意して比較する必要がある⁽⁵⁰⁾。

(45) 森口 前掲注(28), p.433等を参照。

(46) イギリス下院の選挙供託金は、1918年の制度導入時には150ポンド(供託金返還要件は有効投票総数の12.5%超)であった。1985年、500ポンドに増額する(供託金返還要件は有効投票総数の5%超に緩和する)改正を行って以降、変更はない。Electoral Commission, "Standing for election in the United Kingdom: Report and recommendations," January 2015, p.40. <<https://www.electoralcommission.org.uk/sites/default/files/2020-01/Standing%20for%20election%20in%20the%20United%20Kingdom%20-%20Report%20and%20recommendations%20-%20January%202015.pdf>>

(47) ドイツ下院議員の選挙(小選挙区比例代表併用制)では、小選挙区の候補者を推薦する権利が有権者と政党に存在する。候補者の推薦には当該小選挙区の有権者200名以上の署名が必要とされる。ただし、下院又はいずれかの州議会において5名以上の議席を有するなど一定の要件を満たした政党の場合、候補者の推薦に署名は必要とされない(連邦選挙法第18条及び第20条)。ドイツの候補者擁立に関連する法的枠組みの詳細については、河崎健『ドイツの政党の政治エリート輩出機能—候補者擁立過程と議会・政府内昇進過程をめぐる考察—』Konrad-Adenauer-Stiftung Japan Office, 2015, pp.69-70を参照。

(48) 一例として、イギリス下院の選挙では、供託金500ポンドのほかに選挙区内の10名の登録有権者の署名が必要である。Representation of the People Act 1983 c.2, Sch.1, para.7(1)。

(49) 国会議員選挙及び欧州議会議員選挙における無所属候補に関する欧州議会発行の調査報告書(2012年9月時点の加盟国27か国が調査対象)では、国会議員選挙において無所属の立候補が可能か否かは選挙制度の類型によって異なると指摘されている。同調査報告書では、無所属の立候補の可否とともに立候補の要件として供託金及び署名の要否等の調査結果も公表しており、供託金も署名も不要とされている比例代表制以外の国として、下院選挙において小選挙区2回投票制(1回目の投票で、有効投票総数の過半数かつ選挙人数の4分の1以上の票を得た候補者が当選人となるが、そのような候補者がいない場合は、選挙人数の12.5%以上の得票者(該当事者が2人未満のときは、上位2人)が2回目の投票に進出し、相対的に多数の票を得た候補者が当選人となる制度)を採用しているフランスを挙げている。Piret Ehin et al., *Independent candidates in national and European elections*, European Parliament, 2013, pp.19-24. <[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/etudes/join/2013/493008/IPOL-AFCO_ET\(2013\)493008_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/etudes/join/2013/493008/IPOL-AFCO_ET(2013)493008_EN.pdf)>

(50) なお、アメリカの多くの州に見られる候補者が投票用紙に名前を登載するための手数料(filing fee)は、得票等にかかわらず返還されない点等で供託金と異なるものである。アメリカ以外では、アラブ首長国連邦、オーストリア、コンゴ民主共和国、サモア、シエラレオネ、ジンバブエ、ソロモン、タイ、トンガ、ニジェール、ハイチ、パキスタン(上院)、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、バーレーン、ミクロネシア、ヨルダン、リベリア、レバノン等で、立候補に際し選挙後に返還されない手数料を課している。

以下では、我が国が選挙供託制度の手本にしたとされるイギリス、供託金額を減額しつつも選挙供託制度を存続している韓国の状況について概観する。

(1) イギリス

イギリスでは、1918年国民代表法（The Representation of the People Act 1918）によって、21歳以上の成年男性と、30歳以上の女性（戸主又は戸主の妻）に選挙権が認められることになった。男性の場合、自家保有者及び間借り人に投票権が与えられていたが、同法成立により財産条件が撤廃され、男性普通選挙が実現することになった。また、女性の場合、初めて選挙権が認められることになった。そして、同法成立により、21歳以上の人口に対する有権者の割合が28%から74%に大幅に増加することになった。

同法成立に伴い、供託金制度が新たに導入されることになった⁽⁵¹⁾。当初の供託金は150ポンドであり、現在の物価に換算すると、8,717ポンド（1,339,716円）⁽⁵²⁾と高額であった。また、1人区の場合の没収点は有効投票総数の1/8の得票⁽⁵³⁾であった。

制定時の議論⁽⁵⁴⁾では、導入予定であった無料郵便利用制度及び学校施設無料利用制度が立候補者に与えられる特典という性格を帯びるため、その濫用が懸念されていた。そこで、供託金制度を導入することにより、不真正な立候補を抑制、排除することを目的としていた。また、候補者としてふさわしいが資金的に乏しい者の立候補を実質的に阻害するのではないか等の疑問が出されているが、不真正だと判断されれば候補者としては不相当だという認識を、下院議員はほぼ共通して持っていたことが指摘されている⁽⁵⁵⁾。

その後、1985年には、150ポンドの供託金が制定時からのインフレにより影響力を失ったことから500ポンド（76,845円）⁽⁵⁶⁾に増額され、没収点は有効投票総数の1/20に引き下げられた。改正時の議論では、レオン・ブリタン（Leon Brittan）内務大臣（当時）は、議会選挙は真剣に代表したいと思う人々の間で行われるべきであり、そのために供託金はあると述べた。また、デイビット・バトラー（David Butler）オックスフォード大学ナフィールド・カレッジ名誉フェローは、候補者になると様々な権利や特権を得ることができ、それらが濫用される可能性を指摘している⁽⁵⁷⁾。

(51) 選挙改革会議によって、150ポンドの供託金導入が提言された。この提言の内容に従い、法案が提出されたときされる。Conference on Electoral Reform, "Letter from Mr. Speaker to the Prime Minister," Cd. 8463, 1917.1.27. UK Parliament website <https://www.parliament.uk/globalassets/documents/parliamentary-archives/LG_F_166_5_1.pdf>

(52) 1918年の150ポンドを2020年の価値に換算した額。以下、円換算は報告省令レート（令和3（2021）年7月分）による。"Inflation calculator." Bank of England website <<https://www.bankofengland.co.uk/monetary-policy/inflation/inflation-calculator>>

(53) 第27条第1項「1名又は2名の議員を選出する選挙区の場合は総投票数の8分の1、2名を超える議員を選出する選挙区の場合は投票数を選出される議員の数で割った数の8分の1を超えない場合、供託した金額は陛下に没収される。」

(54) 本文で紹介したものほかに、供託金を250ポンドに引き上げることや供託金没収点を投票総数の1/6以上にすることへの修正動議が提出されたが見送られている。HC Hansard, 15 August 1917, vol.97, cc.1254, 1258. <<https://parlipapers.proquest.com/parlipapers/docview/t71.d76.cds5cv0097p0-0008?accountid=12687>>; 伊藤唯史「選挙運動に対する公的補助と費用規制—イギリス1918年国民代表法における公的補助制度導入とその論議—」『一橋論叢』120巻1号, 1998.7, p.109.

(55) 伊藤 同上, pp.101-117.

(56) 当初は1,000ポンドにする提案がなされたが、500ポンドとなった。Matthew Cole, "The Role of the Deposit in British Parliamentary Elections," *Parliamentary Affairs*, vol.45 no.1, 1992.1, p.79. 1985年の500ポンドを2020年の価値に換算すると約1,549ポンド（約238,066円）。"Inflation calculator," *op.cit.*(52)

(57) Robert Blackburn, *The Electoral System in Britain*, New York: St. Martin's Press, 1995, p.225.

供託金を没収される人数については、例えば 2017 年の総選挙では、立候補者の 47.5% に当たる 1,568 人が供託金を没収されている⁽⁵⁸⁾。

(2) 韓国

韓国では、公職選挙法（공직선거법（1994 年 3 月 16 日法律第 4739 号））によって、供託金制度が規定されている。これは、候補者乱立を阻止して選挙管理の効率化を図る一方、不法行為に対する制裁金の事前確保の手段でもあるとされる⁽⁵⁹⁾。

比例代表選挙の供託金は、候補者 1 人当たり 1500 万ウォン（1,455,150 円）であった。これに対し、緑の党が、比例代表選挙に対し供託金を設定することは憲法に違反するとして訴訟を提起した。

2016 年、憲法裁判所は、比例代表は選挙区選出議員と違い人物本位ではないこと、選挙区選挙とは違い選挙運動の過熱が起きにくいことを指摘し、候補者 1 人当たり 1500 万ウォンの供託金は、新党や少数政党⁽⁶⁰⁾の財政状態を考慮すると、立候補に対する萎縮をもたらすため、憲法によって保障されている公務就任権を侵害し、違憲であると判示した⁽⁶¹⁾。

この判決を受けて、比例代表選挙の供託金は 1 人当たり 500 万ウォン（485,050 円）に改正された⁽⁶²⁾。

2 廃止国の事例

本節では、主要国のうち選挙供託制度を廃止したフランス及びカナダの状況について概観する。

(1) フランス

フランスの選挙法典（Code électoral）第 158 条は、下院選挙の各候補者は供託局の代理の資格を有する県の会計課長に 1,000 フラン（13,733 円⁽⁶³⁾）の供託金を納付しなければならないと規定していた⁽⁶⁴⁾。この供託金制度の目的は、立候補の誠実さを確保することであり、立候補の制限や選挙の自由の阻害ではないとされていた⁽⁶⁵⁾。しかし、1995 年の改正法（1995 年 1 月

⁽⁵⁸⁾ 1997 年の選挙から 40% 以上の候補者が供託金を没収される傾向が続いている。なお、2017 年選挙時の没収額の総額は 784,000 ポンド（120,492,960 円）。“Lost deposits,” 2017.6.22. House of Commons Library website <<https://commonslibrary.parliament.uk/lost-deposits/>>

⁽⁵⁹⁾ 전원재판부 2000 헌마 91, 2001.7.19. <<https://www.law.go.kr/detcInfoP.do?mode=1&detcSeq=58270>>

⁽⁶⁰⁾ なお、2001 年 7 月 19 日判決（同上）では、供託金返還点が有効投票総数の 20/100（当時）であることからすると、2、3 の巨大政党が存在する場合、新党や少数政党がこの基準を超えるのは容易ではなく、政治参加の機会を制約することになると判示している。この判決を受けて、2000 万ウォンだった比例代表選挙の供託金額は 1500 万ウォンとなった。

⁽⁶¹⁾ 전원재판부 2015 헌마 509, 2016.12.29. <<https://www.law.go.kr/detcInfoP.do?mode=0&detcSeq=53164>> なお、同判決は、比例代表候補が公開の場で演説等の選挙運動を禁止した条項、候補者の戸別訪問を禁止した条項、供託金が没収されない要件として一定の得票率を求める条項等は全て合憲と判断した。また、少数意見として、比例代表選出選挙に対する供託金そのものが、手段に対する正当性が認められないため違憲とするものがある。

⁽⁶²⁾ 公職選挙法第 56 条 <[https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EA%B3%B5%EC%A7%81%EC%84%A0%EA%B1%B0%EB%B2%95/\(20210209,17125,20200324\)/%EC%A0%9C56%EC%A1%B0](https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EA%B3%B5%EC%A7%81%EC%84%A0%EA%B1%B0%EB%B2%95/(20210209,17125,20200324)/%EC%A0%9C56%EC%A1%B0)>

⁽⁶³⁾ 1 ユーロ = 6.55957 フランス・フラン（1998 年 12 月 31 日 ECU レート）と報告省令レート（令和 3（2021）年 7 月分）を基に計算。

⁽⁶⁴⁾ なお、供託金の没収点は投票数の 5% の得票であった。“Code Électoral Article L158 (abrogé).” Légifrance website <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/section_lc/LEGITEXT000006070239/LEGISCTA000006148467?init=true&page=1&query=Code+%C3%89lectoral&searchField=ALL&tab_selection=all&anchor=LEGISCTA000006148467#LEGISCTA000006148467>

⁽⁶⁵⁾ Jean-Claude Masclet, *Droit Électoral*, Paris: Presse universitaires de France, 1989, p.210.

19 日法律第 95-65 号) 第 8 条により、第 158 条は削除され供託金制度は廃止された⁽⁶⁶⁾。

選挙法典第 158 条の削除案は、1994 年 12 月 13 日の下院本会議で議員が発議し、審議され、採択された。採択された理由は、非常に低額な供託金額であるため、供託金の制度趣旨たる立候補の誠実さの確保は担保できておらず、いたずらに立候補者に対し煩瑣(はんさ)な手続を課していることであった⁽⁶⁷⁾。

この改正法案は、1994 年 12 月 22 日、上院を通過した。法案趣旨説明に挙げられた理由は、微々たる供託金額であるため立候補の誠実さを担保できておらず制度の有効性がない点、候補者に課す手続及び行政の任務を無駄に複雑にする点であった⁽⁶⁸⁾。

こうした、供託金制度の廃止に影響を与えたフランスの選挙制度の特徴として、次の点が挙げられる⁽⁶⁹⁾。第一に、各候補者があらかじめ自分の氏名を記した投票用紙を印刷し、その用紙を用いて有権者が投票する方法が採られている点である。第二に、投票用紙・選挙公報・選挙ポスターの印刷費用は原則国が全額負担するものの、5%以上の得票がない場合には候補者が負担しなければならないとされる点である。立候補者が負担するこれら高額の印刷費用⁽⁷⁰⁾が、実質的に供託金の役割を果たしている⁽⁷¹⁾。

(2) カナダ

カナダの選挙法 (Canada Elections Act (S.C. 2000, c.9)) は、候補者 1 人当たり 1,000 カナダドル (89,925 円) の供託金を納付しなければならないと規定していた⁽⁷²⁾。この供託金の目的は、軽薄な候補者の抑止にあるとされていた⁽⁷³⁾。

2015 年の連邦下院選挙に無所属候補として立候補しようとしたキーラン氏 (Kieran Szuchewycz) は、1,000 カナダドルを供託していないこと等を理由として立候補届を選挙管理官によって拒絶された。これに対し、同氏は、選挙供託制度は憲法に反すること等を理由としてアルバータ州上級裁判所に提訴した。この訴えに対して、2017 年 10 月 25 日、同裁判所は、選挙供託制度は憲法に反し、供託金を求める条文は効力がないと判示した⁽⁷⁴⁾。そして、被告であるカナダ司法長官が控訴しなかったため、上級裁判所の判決が確定した。

判決の理由として同裁判所は、真摯な候補者が 1,000 カナダドルの供託金という財政的理由

(66) なお、供託金廃止前後の立候補者数を比較すると、廃止後は立候補者数が増加している。西平重善『各国の選挙—変遷と実状—』木鐸社、2003、pp.240-241。

(67) Journal officiel de la République française, Assemblée nationale, Débats Parlementaires, 13 décembre 1994, pp.8960-8961.

(68) M. Christian Bonnet, au nom de la commission des Lois constitutionnelles, « Rapport », *Sénat Documents Parlementaires*, n° 159 (1994-1995), p.56. <https://www.senat.fr/rap/1994-1995/i1994_1995_0159.pdf>

(69) 西平重喜「選挙あれこれ(その2) フランスの選挙」『市場調査』249号, 2001.10, p.18.

(70) 候補者 1 人当たり 3,500 ~ 6,000 ユーロ (461,615 ~ 791,340 円) とされる。“Législatives: être candidat, combien ça coûte?” 2017.6.6. Le Parisien website <<https://www.leparisien.fr/elections/legislatives/legislatives-etre-candidat-combien-ca-coute-06-06-2017-7021110.php>>

(71) 欧州議会選挙の例では、4550 万票の投票用紙を印刷する必要がある。“Le coût des bulletins de vote, un obstacle majeur pour les petits partis,” 2019.5.8. EURACTIV website <<https://www.euractiv.fr/section/elections/news/le-cout-des-bulletins-de-vote-un-obstacle-majeur-pour-les-petits-partis/>>

(72) 選挙運動費用の収支報告書を提出すれば、全額返還されていた。

(73) Szuchewycz v Canada (Attorney General), 2017 ABQB 645 (CanLII). <https://www.canlii.org/en/ab/abqb/doc/2017/2017_abqb645/2017abqb645.html>

(74) なお、裁判では、下院議員の候補者の届出に必要とされるその他の要件に関する条項(立会人の宣誓や署名を要件とする条項及び有権者 100 名(選挙区によっては 50 名)の署名などに関する条項)についても争われたが、供託金に関する条項のみが無効と判示された。ibid.

によって立候補が妨げられていることを指摘し、また、無所属候補の選挙費用が5,000カナダドル以下であることも考慮すると、選挙供託制度は立候補に対する重大な制限に該当し、カナダの全ての市民が議員になる資格を得る権利がある旨を規定する憲法に反するとした⁽⁷⁵⁾。

この判決を受け連邦選挙庁は、国政選挙における供託金に関する条項の即時適用停止を宣言し、それ以降、立候補の際に供託金を支払う必要がないとする声明を発表した⁽⁷⁶⁾。そして、2018年12月13日、選挙近代化法（Elections Modernization Act (S.C. 2018, c. 31)）の女王裁可により供託金に関する条文は削除された⁽⁷⁷⁾。

カナダでも上述したフランスのように、一定程度の得票があれば選挙費用の一定額を国費で負担する制度がある。有効投票の10%以上の得票かつ選挙費用に関する報告書を選挙管理委員会に提出した場合、選挙費用の60%が償還される⁽⁷⁸⁾。

おわりに

諸外国では、選挙供託制度が廃止されている国もあり、制度がある国でもその金額や没収される要件は様々である。また、選挙制度は各国多種多様であり、選挙公営の仕組みや政治的事情も異なるため、選挙供託制度の採用の有無の理由や金額の比較においては各国の事情を丹念に検討する必要がある。

我が国における供託金制度を考えるに当たっては、選挙公営制度が拡充されてきた歴史とセットで考えることが不可欠であり、今後の議論は、選挙制度全体を見ながら考察する必要があるだろう。

(ふじわら ゆうき)

⁽⁷⁵⁾ *ibid.*

⁽⁷⁶⁾ “Prospective candidates no longer required to pay deposit,” 2017.11.8. Elections Canada website <<https://www.elections.ca/content.aspx?section=med&document=nov0817&dir=pre&lang=e>>

⁽⁷⁷⁾ “An Act to amend the Canada Elections Act and other Acts and to make certain consequential amendments.” Parliament of Canada website <<https://www.parl.ca/LegisInfo/BillDetails.aspx?Language=E&billId=9808070>>

⁽⁷⁸⁾ 選挙費用に上限額あり。選挙費用の支出が定められた上限を超すと一定割合により償還額が減額される。“Political Financing Handbook for Candidates and Official Agents (EC 20155) - July 2021.” Elections Canada website <https://www.elections.ca/content.aspx?section=pol&dir=can/man/EC20155_c76&document=p16&lang=e#16>

別紙1 我が国の現行選挙供託制度

選挙の種類		供託金額	供託金没収点等
衆議院	小選挙区	300万円	有効投票総数の10分の1
	比例代表	名簿登載者1人当たり600万円 重複立候補者の場合、300万円	[300万円×重複立候補者のうち小選挙区選挙の当選人数+600万円×比例代表選挙の当選人数×2]が供託金額に達しない場合、その差額が没収される。
参議院	選挙区	300万円	[有効投票総数/通常選挙における選挙区の議員定数*]の8分の1 *選挙すべき議員の数がこの定数を超えるときは、その選挙すべき議員の数
	比例代表	名簿登載者1人当たり600万円	[当選人数×2]が名簿登載者数に達しない場合、その差に600万円を乗じた額が没収される。
都道府県議会		60万円	[有効投票総数/選挙区の議員定数]の10分の1
都道府県知事		300万円	有効投票総数の10分の1
指定都市の議会		50万円	[有効投票総数/選挙区の議員定数]の10分の1
指定都市の市長		240万円	有効投票総数の10分の1
その他の市の議会・特別区の議会		30万円	[有効投票総数/選挙区の議員定数]の10分の1
その他の市の市長・特別区の区長		100万円	有効投票総数の10分の1
町村議会		15万円	[有効投票総数/選挙区の議員定数]の10分の1
町村長		50万円	有効投票総数の10分の1

(出典) 公職選挙法を基に筆者作成。

別紙2 国政選挙における供託制度の変遷

制定年	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
	供託金額	供託金没収点等	地方区	全国区
大正14年	2千円	[有効投票総数/議員定数]の10分の1	供託金額	供託金額
昭和22年	5千円		5千円	5千円
昭和23年	3万円 (+2万円の公営分担保金*)	[有効投票総数/議員定数]の5分の1	供託金額	[有効投票総数/通常選挙における議員定数]の10分の1
昭和25年			3万円 (+2万円の公営分担保金*)	
昭和27年	10万円	[有効投票総数/議員定数]の8分の1	10万円	10万円
昭和31年	15万円		15万円	20万円
昭和37年	30万円		30万円	30万円
昭和44年	100万円		100万円	60万円
昭和50年	200万円		200万円	200万円
昭和57年	300万円	300万円	200万円	400万円
平成4年	300万円	300万円	300万円	600万円
平成6年	300万円	300万円	300万円	600万円

*1 公営分担保金は、供託金と異なり、得票数にかかわらず返還されない。

*2 選挙すべき議員の数がこの定数を超えるときは、その選挙すべき議員の数の。

*3 供託金額は名簿登載者1人当たりの金額。

*4 [300万円×重複立候補者のうち小選挙区選挙の当選人数 + 600万円×比例代表選挙の当選人数×2]が供託金額に達しない場合、その差額が没収される。(出典) 衆議院調査局第二特別調査室『選挙制度関係資料集 令和3年版』2021, p.54; 自治省選挙部編『選挙法百年史』1990; 公職選挙法を基に筆者作成。

別紙3 衆議院議員選挙における供託金額の推移



※グラフ内に記載した金額は、各時点における実際の供託金額である。また、線上の点は、供託金額変更後初めての総選挙又は第48回衆議院議員総選挙であることを示している。

衆議院議員選挙（比例代表を除く。）における供託金額の推移について、制度導入以降、供託金額変更直後の各総選挙時点の金額を現在（第48回衆議院議員総選挙時）の貨幣価値に換算することによって表すと次のとおりである。

衆議院議員総選挙の回数 (年)	供託金額	企業物価戦前基準指数	平成29年現在の貨幣 価値に換算した供託金額
第16回（昭和3年）	2千円	1.106	約124万円
第23回（昭和22年）	5千円	48.151	約7万円
第24回（昭和24年）	3万円 (他に公営分担金2万円)	208.758	約10万円 (公営分担金を加えると 約16万円)
第25回（昭和27年）	10万円	349.217	約20万円
第30回（昭和38年）	15万円	355.983	約29万円
第32回（昭和44年）	30万円	385.908	約53万円
第34回（昭和51年）	100万円	658.350	約104万円
第37回（昭和58年）	200万円	833.708	約165万円
第40回（平成5年）	300万円	708.058	約291万円
第48回（平成29年）	300万円	687.800	300万円

(注) 貨幣価値の換算には、制度導入後最初の総選挙が実施された昭和3（1928）年まで遡ることができる企業物価戦前基準指数を用いた。あくまでも時系列的な比較のため便宜的に計算したものであり、計算結果は参考値にすぎない。なお、企業物価戦前基準指数とは、企業間で取引される際の財（モノ）の価格を昭和9（1934）～昭和11（1936）年の平均を1として換算したものである（「昭和40年の1万円を、今のお金に換算するとどの位になりますか？」日本銀行ウェブサイト <<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/history/j12.htm>>）。

(出典) 衆議院調査局第二特別調査室『選挙制度関係資料集 令和3年版』2021, p.54; 「昭和40年の1万円を、今のお金に換算するとどの位になりますか？」日本銀行ウェブサイト; 公職選挙法を基に筆者作成。

別紙4 諸外国・地域の選挙供託制度の概要

・国名の右に「◆」を付した国は、OECD加盟国である。国及び地域の並びは五十音である。

国・地域 (選挙制度等)	供託金額 (現地通貨)	供託金の没収要件の要点	供託金額 (円換算) ^{*1}	1人当たり 国民総所得 (円換算) ^{*1}	供託金額/ 1人当たり 国民総所得
アイランド◆ (下院・単記移議式比例代表制)	500 ユーロ (無所属候補者に限る。ただし、選挙区内有権者の30名の同意書の提出によって代替可能)	移譲前又は移譲後の票 ^{*2} が「[有効投票総数÷(議員定数(3~5)+1)の整数部分+1]の25%の得票	65,945	5,817,330	1.1%
	アファニスタン	上院 (間接選挙) 下院 (大選挙区制)	27,595 41,392	61,040	45.2% 67.8%
アルメニア (一院制・比例代表制)	10,000,000 アルメニア・ドラム (1名簿当たり)	有効投票総数の4%の得票	2,093,175	434,910	481.3%
アンティグア・バーブーダ (下院・小選挙区制)	500EC ドル	投票総数の1/8の得票	20,185	1,505,290	1.3%
イギリス◆ (下院・小選挙区制)	500 ポンド	有効投票総数の5%の得票	76,845	4,425,400	1.7%
インド	上院 (間接選挙)	有効投票総数の1/6の得票	14,933 (7,467)	195,110	7.7% (3.8%)
	下院 (小選挙区制)		37,333 (18,666)		19.1% (9.6%)
ウクライナ (一院制)	比例代表制	議席未獲得	15,954,297	260,510	6124.3%
	小選挙区制		159,543		61.2%
エストニア◆ (一院制・比例代表制)	最低賃金の10か月分 (2019年の選挙では41,730フリヴニャ) 最低賃金の1か月分 (2019年の選挙では4,170フリヴニャ) 最低賃金の1か月分に相当する額 (584ユーロ ^{*3})	・[有効投票総数÷議員定数(5~14)]の50%の得票(有効投票総数の約4~10%に相当) ・政党の場合、全国で当該政党の得票が有効投票総数の5%の得票	77,024	2,035,030	3.8%

国・地域 (選挙制度等)	供託金額 (現地通貨)	供託金の没収要件の要点	供託金額 (円換算) *1	1人当たり 国民総所得 (円換算) *1	供託金額 / 1人当たり 国民総所得
オーストラリア◆ *4	上院 (単記移議式 比例代表制)	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位票が有効投票総数の4%の得票 政党に対する投票の場合、同じ政党の候補者の第1順位票の合計が全国で有効投票総数の4%の得票 	169,168	5,598,240	3.0%
	下院 (選択投票制)				
オランダ◆ (下院・比例代表制)	11,250ユーロ (1政党当たり。前回選挙で議席獲得がなかった政党に限る。カリブ領域は11,250ドル)	政党の得票が〔有効投票総数÷議員定数(150)〕の75%の得票(有効投票総数の0.5%に相当)	1,483,763 (1,226,250)	5,113,190	29.0% (24.0%)
ガーナ (一院制・直接選挙)	選挙委員会が決定した額 (2020年の選挙では10,000ガーナ・セディ)	有効投票総数の12.5%の得票	191,228	204,920	93.3%
カザフスタン	上院 (間接選挙)	投票総数の5%の得票	161,689	868,730	18.6%
	下院 (比例代表制)	投票総数の7%の得票			
ガボン	350,000 CFAフラン	<ul style="list-style-type: none"> 当選又は投票総数の50%の得票 10%以上50%未満の得票で50%没収 	70,373	724,850	9.7%
カメルーン (下院・小選挙区比例代表並立制)	1,000,000 CFAフラン	有効投票総数の10%の得票	201,065	149,330	134.6%
韓国◆ (一院制)	小選挙区制	<ul style="list-style-type: none"> 有効投票総数の15%の得票 10%以上15%未満の得票の場合50%没収 (10%未満の得票の場合は返還されない。) 	1,455,150	3,093,420	47.0%
	比例代表制	議席未獲得(政党の全候補者の供託金を没収)			
ガンビア (一院制・直接選挙)	5,000,000 ウォン	有効投票総数の20%の得票	12,420	74,120	16.8%

国・地域 (選挙制度等)	供託金額 (現地通貨)	供託金の没収要件の要点	供託金額 (円換算)*1	1人当たり 国民総所得 (円換算)*1	供託金額/ 1人当たり 国民総所得
キプロス (一院制・比例代表制)	500 ユーロ	当選基数 (有効投票数 ÷ 議席数) の 1/3 の得票	65,945	2,623,630	2.5%
キルギス (一院制・比例代表制)	5,000,000 キルギス・ソム (1 政党当たり)	投票総数の 5% の得票	6,438,275	123,170	5227.1%
クウェート (一院制・直接選挙)	50 クウェート・ディナール	有効投票総数の 10% の得票	18,094	3,425,870	0.5%
グレナダ (下院・単純小選挙区制)	300 EC ドル	投票総数の 1/8 の得票	12,111	1,000,620	1.2%
コートジボワール (下院・単純小選挙区制)	100,000 CFA フラン	有効投票総数の 10% の得票	20,107	172,220	11.7%
コモロ連合 (一院制・小選挙区二回投票制等)	500,000 コモロ・フラン	有効投票総数の 10% の得票	126,245	139,520	90.5%
ジブチ (一院制・大選挙区比例代表並立制)	500,000 ジブチ・フラン	候補者の所属政党が投票総数の 5% の得票	306,697	204,920	149.7%
ジャマイカ (下院・直接選挙)	15,000 ジャマイカ・ドル	投票総数の 1/8 の得票	10,900	518,840	2.1%
シンガポール (一院制・グループ代表選挙制等)	議会解散日の直前の月の歳費を 500 SG ドル単位にした額 (13,500 SG ドル*5)	・有効投票総数の 12.5% の得票 ・グループ代表選挙区*6 の場合、グループで 12.5% の得票	1,106,568	5,943,770	18.6%
スーダン (暫定立法評議会)	100 スーダン・ポンド	・有効投票総数の 10% の得票 (小選挙区制) ・有効投票総数の 4% の得票 (比例代表制)	197	259,420	0.1%
南スーダン	上院	有効投票総数の 10% の得票	307		0.7%
	下院	有効投票総数の 4% の得票	123	42,510	0.3%
	比例代表制	有効投票総数の 10% の得票	61		0.1%
スリランカ (一院制・比例代表制)	2,000 スリランカ・ルピー	投票総数の 1/8 の得票	1,103	419,650	0.3%
スロバキア◆ (一院制・比例代表制)	17,000 ユーロ (1 政党当たり)	有効投票総数の 2% の得票	2,242,130	1,814,850	123.5%
セネガル (一院制・PBV + 比例代表制)	20,000,000 CFA フラン (1 政党当たり)	議席未獲得	4,021,300	135,160	2975.2%

国・地域 (選挙制度等)	供託金額 (現地通貨)	供託金の没収要件の要点	供託金額 (円換算)*1	1人当たり 国民総所得 (円換算)*1	供託金額/ 1人当たり 国民総所得
セントクリストファー・ネービス (一院制・任命+直接選挙)	55 米ドル	投票総数の 1/8 の得票	5,995	1,770,160	0.3%
セントビンセント及びグレナダアン諸島 (一院制・任命+直接選挙)	500 EC ドル	投票総数の 15% の得票	20,185	805,510	2.5%
セントルシア (下院・直接選挙)	250 EC ドル	投票総数の 1/8 の得票	10,093	962,470	1.0%
台湾 (一院制・小選挙区比例代表並立制)	200,000 台湾元	当選基数の 10% の得票	780,440	2,723,256	28.7%
タジキスタン (下院・小選挙区比例代表並立制)	5,800 ソモニ	・有効投票総数の 10% の得票 (小選挙区制) ・政党が全国で投票総数の 5% の得票 (比例代表制)	55,848	107,910	51.8%
チェコ ◆ (上院・小選挙区 2 回投票制)	20,000 チェコ・コルナ	第 1 回投票において有効投票総数の 6% の得票	103,768	1,957,640	5.3%
チャド (一院制・比例代表制)	250,000 CFA フラン	投票総数の 10% の得票	50,266	69,760	72.1%
中央アフリカ共和国 (一院制・直接選挙)	250,000 CFA フラン	投票総数の 10% の得票	50,266	42,510	118.2%
トogo (一院制・直接選挙)	法律で定める額 (100,000 CFA フラン) (女性は半額)	投票総数の 5% の得票	20,107 (10,059)	66,490	30.2% (15.1%)
ドミニカ (一院制・直接選挙)	184 米ドル	有効投票総数の 1/8 の得票	20,056	722,670	2.8%
トリニダード・トバゴ (下院・直接選挙)	5,000 TT ドル	投票総数の 1/8 の得票	80,660	1,672,060	4.8%
トルコ ◆ (一院制・直接選挙)	13,916 トルコ・リラ (無所属候補のみ)	落選	180,504	1,192,460	15.1%
ニュージーランド ◆ (一院制)	300 NZ ドル	有効投票総数の 5% の得票	23,642	4,227,020	0.6%
	1,000 NZ ドル (1 政党当たり)	・有効投票総数の 0.5% の得票 ・小選挙区選挙で議席未獲得	78,807		1.9%
パキスタン (下院・小選挙区比例代表併用制)	30,000 ルピー	投票総数の 1/4 の得票	21,353	172,220	12.4%
バハマ (下院・直接選挙)	400 バハマ・ドル	投票総数の 1/6 の得票	43,600	3,179,530	1.4%

国・地域 (選挙制度等)	供託金額 (現地通貨)	供託金の没収要件の要点	供託金額 (円換算)*1	1人当たり 国民総所得 (円換算)*1	供託金額/ 1人当たり 国民総所得
バルバドス (下院・直接選挙)	125米ドル	投票総数の1/6の得票	13,625	1,664,430	0.8%
バングラデシュ (一院制・小選挙区制等)	20,000タカ	投票総数の1/8の得票	25,724	160,230	16.1%
フィジー (一院制・直接選挙)	1,000 フィジー・ドル	投票総数の1%の得票	53,737	541,730	9.9%
ブルガリア (一院制・直接選挙)	2,500 レヴァ (1政党当たり) 100 レヴァ (無所属候補)	有効投票総数の1%の得票 当選基数の1/4の得票	168,586 6,743	856,740	19.7% 0.8%
ブルキナファソ (一院制・直接選挙)	50,000CFAフラン (1政党当たり)	投票総数の10%の得票	10,053	64,310	15.6%
ブルンジ (下院・比例代表制)	500,000 ブルンジ・フラン (1政党当たり)	投票総数の2%の得票	28,006	30,520	91.8%
ベナン (一院制・直接選挙)	100,000CFAフラン	投票総数の10%の得票	20,107	87,200	23.1%
ボスニア・ヘルツェゴビナ (下院・直接選挙)	20,000 兌換マルク (政党候補) 10,000 兌換マルク (無所属候補。ただし、 有権者の一定数の署名が必要)	投票総数の3%の得票	1,348,686 (674,343)	535,190	252.0% (126.0%)
ボツワナ (下院・小選挙区制)	500 プラ	投票総数の1/12の得票	5,065	733,570	0.7%
マルタ (一院制・単記移譲式比例代表制)	90 ユーロ	投票総数の1/10の得票	11,870	2,609,460	0.5%
マレーシア (下院・小選挙区制)	10,000 リンギット*7	有効投票総数の1/8の得票	263,780	1,051,850	25.1%
南アフリカ共和国 (下院・比例代表制)	200,000 ランド (1政党当たり)	議席未獲得	1,552,160	591,870	262.2%
モーリシャス (一院制・直接選挙)	1,500 モーリシャス・ルピー	投票総数の1/10の得票	4,022	1,104,170	0.4%
モリタニア (一院制・直接選挙)	20,000 ウギア	投票総数の5%の得票	58,919	119,900	49.1%
モルディブ (一院制・直接選挙)	5,000 ルフィア	投票総数の10%の得票	35,505	1,063,840	3.3%
モロッコ (下院・直接選挙)	5,000 モロッコ・ディールハム	投票総数の5%の得票	61,585	311,740	19.8%

国・地域 (選挙制度等)	供託金額 (現地通貨)	供託金の没収要件の要点	供託金額 (円換算)*1	1人当たり 国民総所得 (円換算)*1	供託金額/ 1人当たり 国民総所得
ヨルダン (下院・直接選挙)	2,000 ヨルダン・ディナール	選挙広告に関する規定を順守しなかつた場合	307,380	433,820	70.9%
ラトビア◆ (一院制・比例代表制)	1,400 ユーロ (1 政党当たり)	有効投票総数の 2% の得票	184,646	1,612,110	11.5%
リトニア◆ (一院制・小選挙区 比例代表並立制)	1 か月分の平均月収** 又は 900 ユーロ 10 か月分の平均月収** 又は 9,000 ユーロ (1 政党当たり)	有効投票総数の 3% の得票等	118,701 1,187,010	1,721,219	6.9% 69.0%
レソト (下院・直接選挙)	200 マロチ	投票総数の 10% の得票	1,260	131,890	1.0%
衆議院	8,000 マロチ (1 政党当たり)	議席未獲得	50,405	4,160,160	38.2%
	300 万円	有効投票総数の 10 分の 1 の得票	3,000,000		72.1%
	600 万円 (重複立候補者の場合、300 万円)	[300 万円×重複立候補者のうち小選挙区選挙の当選人数+600 万円×比例代表選挙の当選人数×2] が供託金額に達しない場合、その差額が没収される。	6,000,000 (3,000,000)		144.2% (72.1%)
(参考) 日本◆	300 万円	[有効投票総数/通常選挙における議員定数] の 8 分の 1 の得票	3,000,000		72.1%
	600 万円	[当選人数×2] が名簿登載者数に達しない場合、その差に供託金額を乗じた額が没収される。	6,000,000		144.2%

※法令改正等により最新の状況と異なる場合がある。

- *1 円換算は、報告省令レート (令和 3 (2021) 年 7 月分) により、報告省令レートに掲載のない通貨については、外務省ウェブサイト記載のレートにより、適宜四捨五入を行った。また、供託金額は特に断らない限り、候補者 (政党候補者名簿記載の候補者を含む) 1 人当たりの額である。「供託金額」は「供託金額」(「データブック・オブ・ザ・ワールド―世界各国要覧と最新統計― 2020 年版」二宮書店、2019, pp.18-25)、「供託金額/1 人当たり国民総所得」は適宜四捨五入を行った。
- *2 単記移議式比例代表制では、各候補者に選好順位を付けて投票し、当選に必要な票数 (基数) を超えた候補者の剰余票や最下位候補者の得票を、他の候補者に移譲する作業を繰り返して当選人を決定するが、それらのいずれかの時点で記載の条件を満たせば、供託金が返還される。
- *3 2020 年の最低賃金。なお、2019 年に行われた総選挙時の金額は 500 ユーロであった。
- *4 下院の選択投票制と上院の単記移議式比例代表制は、いずれも各候補者に 1、2、3…と選好順位を付けて投票する制度である (上院については、政党に対する投票も認められている) が、供託金没収の基準には第 1 順位票のみが用いられる。
- *5 2020 年総選挙時の金額。なお、供託金額は 500 ドル単位となるように端数処理されている。
- *6 グループ代表選挙区 (Group Representation Constituency = GRC) では、各政党はその定数の候補者を 1 チームとして立候補させる。候補者のうち少なくとも 1 名は、マレー・コミュニティ及びインド又は別の少数民族コミュニティに属することが求められる。
- *7 一般的な選挙供託に加えて、選挙運動用文書を使用するための供託制度が別途存在する。下院議員選挙の場合、5,000 リンギット (131,890 円) を供託した候補者のみがボスターの掲示やビラの頒布等の選挙運動を行える。候補者が選挙後にボスター等を撤去しなかった場合、当該供託金は没収され、撤去作業の費用に充当される。
- *8 2019 年第 4 四半期の平均月収は 834.3 ユーロ。
- (出典) 列国議会同盟 (IPU) の "PARLINE database on national parliaments." <http://www.ipu.org/parline-e/parlinesearch.asp> 等によって国政レベルの議会議員選挙における選挙供託制度が確認できた国について、各国選挙管理機関のウェブサイト、選挙法等を基に筆者作成。